



---

令和元年 第4回  
本別町議会臨時会会議録

---

自 令和元年11月29日  
至 令和元年11月29日

本別町議会

# 令和元年本別町議会第4回臨時会会議録（第1号）

令和元年11月29日（金曜日） 午前10時00分開会

## ○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 3号	専決処分の承認を求める件〔作業車（草刈機）破損による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償を定めること〕
日程第 5	承認第 4号	専決処分の承認を求める件〔令和元年度本別町一般会計補正予算（第8回）〕
日程第 6	議案第69号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第70号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 8	議案第71号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
日程第 9	議案第72号	令和元年度本別町一般会計補正予算（第10回）について
日程第10	議案第73号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第11	議案第74号	令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第12	議案第75号	令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第13	議案第76号	令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第14	議案第77号	令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について
日程第15	議案第78号	令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について
日程第16	議案第79号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について

---

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 3号	専決処分の承認を求める件〔作業車（草刈機）破損による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償を定めること〕
日程第 5	承認第 4号	専決処分の承認を求める件〔令和元年度本別町一般会計補正予算（第8回）〕
日程第 6	議案第69号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第70号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 8	議案第71号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
日程第 9	議案第72号	令和元年度本別町一般会計補正予算（第10回）について
日程第10	議案第73号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
日程第11	議案第74号	令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第12	議案第75号	令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について
日程第13	議案第76号	令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について
日程第14	議案第77号	令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について
日程第15	議案第78号	令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について
日程第16	議案第79号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）について

---

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行

3番 梅村智秀  
5番 篠原義彦  
7番 山西二三夫  
9番 方川一郎

4番 石山憲司  
6番 大住啓一  
8番 黒山久男  
10番 阿保静夫

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者の職氏名

町長 高橋正夫  
会計管理者 花房永実  
保健福祉課長 飯山明美  
建設水道課長 大槻康有  
国保病院事務長 藤野和幸  
建設水道課長補佐 小出勝栄  
代表監査委員 畑山一洋

副町長 大和田 収  
総務課長 村本 信幸  
住民課長 田西 敏重  
老人ホーム所長 井戸川 一美  
総務課長補佐 三品 正哉  
教育長 佐々木 基裕

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 鷺巣正樹

総務担当主査 越後 忠

開会宣告（午前10時00分）

---

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和元年第4回本別町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、黒山久男議員、山西二三夫議員、及び篠原義彦議員を指名します。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第9号令和元年度本別町一般会計補正予算（第9回）について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第9号専決処分報告、令和元年度本別町一般会計補正予算（第9回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告致します。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億9,003万7,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

1、歳入であります、17款1項1目寄付金、1節総務費寄付金1万5,000円の増額補正は、公共施設等整備基金として、本別町にお住まいの匿名の方からの指定寄付金でございます。

4節教育費寄付金20万円の増額補正は、図書購入費として、本別町南3丁目税理士法人TA

P様から20万円の指定寄付金でございます。

次の2、歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、25節積立金1万5,000円の増額補正は、寄付者の意向により公共施設等整備基金へ積み立てるものであります。

下段の10款教育費、4項社会教育費、3目図書館費、18節備品購入費20万円の増額補正は、寄付者の意向により、館内図書を購入するものであります。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、報告第10号、町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更について、報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第10号専決処分報告、町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更につきましては、令和元年議案第54号として、9月議会で議決をいただき、令和元年9月11日に契約を締結し、施工しておりますが、橋梁補修工事におけるひび割れ補修工及び断面修復工の施工終了に伴い、注入材、補修材、コンクリート殻、足場工及び交通誘導員日数の概算数量が確定したこと、並びに支承取替工の施工において支障となる既設連節ブロックの一部撤去、再設置を要することに伴い、工事費を増額する必要が生じたためであります。

1の契約の変更内容は、請負契約金額の変更をするもので、変更前が9,394万円で、変更後が9,418万2,000円となり、24万2,000円を増額するものであります。

2の契約の変更理由は、ただいま申し上げましたので、省略させていただきます。

以上、町道中央橋通り中央橋橋梁補修工事請負契約の変更についての専決処分報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和元年8月分及び9月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 承認第3号

○議長（高橋利勝） 日程第4 承認第3号専決処分の承認を求める件。

作業車（草刈機）の破損による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを議題とします。

本件について報告を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 承認第3号、作業車破損による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明を申し上げます。

本事故は、草刈作業中における作業車の事故でございます。

令和元年8月30日午前8時50分頃、作業車（草刈機、帯広900る957）が、中川郡本別町錦町103番地先の、町道錦町フラツナイ線通り道路上におきまして、草刈作業中、当該車両の部品が破損し、その際に飛散した部品が、通行中の車両に接触をし、車体表面を損傷させたものでございます。

事故後直ちに、当該車両の所有者に修理工場での修理を依頼し、この度、車両修理が完了したことなどから、10月2日に示談が成立し、民法第695条の規定に基づき、和解をし、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

尚、報告につきましては、和解の要旨のみ報告させていただきます。

1の和解の相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

2の和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金75,538円と定め、本別町が支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては、全額、町村有自動車損害共済金により賄われるものでございます。

今後はこのような事故を起こさないよう、安全作業に十分注意を払い、より一層、安全な運行への管理体制の徹底に努めてまいります。

以上、承認第3号の専決処分報告とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 作業中に部品が破損し飛散したということで、一般農業作業でもよくあることなのですけど、もう少しその状況、例えば農作業で言うと、石を刈ってしまって刃が飛んだとかっていうことはよくあることなのですけども、心配なのはやはり人身事故にならなかったということ、すごく安心しているところなのですけど、その辺のもう少し原因というか、内容を教えてください。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 阿保議員さんの質問にお答えします。

状況としましては、路肩の草刈りでございます。ロータリー車にアタッチメントがついていまして、そのアタッチメントに回転刃がついておりまして、その回転刃を路肩側に張り出して草刈り作業をしていました。

その草がある程度伸びていたものですから、その中にありました、視線誘導標というデリネーターという道路に誘導する道路標識があるのですが、それに草の中に隠れていまして、それに刃

が接触いたしまして、その回転刃の刃とボルトが飛散して、後ろから来た車のボデーに接触しまして、ドアの部分が破損したという状況でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認を求める件、作業車（草刈機）の破損による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求める件、作業車（草刈機）の破損による車両損傷事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、報告のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第5 承認第4号

○議長（高橋利勝） 日程第5 承認第4号専決処分の承認を求める件、令和元年度本別町一般会計補正予算（第8回）についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第4号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和元年度本別町一般会計補正予算（第8回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、ただ今、承認いただきました公用車両による車両損傷事故に起因する損害賠償金であります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,982万2,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開き下さい。

下段の2、歳出であります。8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、22節補償補填及び賠償金7万6,000円の補正は、車両修繕費を損害賠償金として支払うもの



であります。

上段の1、歳入の20款諸収入、4項1目7節雑入7万6,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第8回）の専決処分報告とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 一点だけ。この前の定例会等々ではなかったのですが、近年極めてこういう事故が多いと、何年か前には質問していると思うのですが、今回町村有自動車損害共済のほうから7万6,000円、要するに和解金額のお金がくるということでございます。

それはそれとして、これを頻度が多くなれば掛け金の関係はどうなるのか。これ我々、一般の保険会社でいうと、使うことによって掛け金が高くなるとか、使わなかったら掛け金が安くなるとか、そういうことが考えられるのです。当然これは掛けているお金は、予算は審議でないとおっしゃるかもしれませんが、税金ですから、掛け金は税金でやっているはずなのですが、その辺はどういう考え方になっているのか、どういう仕組みになっているのか、どういうルールになっているのか、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 大住議員の質問にお答えします。

掛け金につきましては、車両の年数によりまして、掛け金が年数ごとに変わっていくということとございまして、事故を起こしても掛け金は変わらないということとございます。車両の年数とかそういうものに対して掛け金が変わってくるということとございます。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、ご答弁では車両に対しての掛け金であって、車両の台数が増えたり減ったりすると掛け金が変わってくると、使っている頻度については一切関係ないという考え方ですね。いいですか、そういうことであれば、そのように予算審議の時にきちっとさせていただきますし、町民の皆さんにもそういうふうに報告はしなくてはならない。報告だけあれば、なんぼでも保険が降りてくるからいいのだということの考えではやっていないと思いますけれども、その辺だけきちっとした答弁をしないと、私が言うことではないと思いますが、これから困ると思いますよ。

ですから、車両のその形、大きさによって変わってくると、ですから特殊車両によっても変わってくると、大型トラックも変わってくると、そういう解釈だけで料金が変わってくるというこ

とでよろしいのですね。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 大住議員さんが言われたように掛け金については、そういうこと  
でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号専決処分の承認を求める件、令和元年度本別町一般会計補正予算（第8  
回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号専決処分の承認を求める件、令和元年度本別町一般会計補正予算（第  
8回）については、報告のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第6 議案第69号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議  
題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正につきましての提案  
理由の説明を申し上げます。

本案は、人事院の給与の勧告に伴い、一般職の職員の給料月額を支給額改定等の必要が生じ、  
職員組合の合意を得ましたので、提案をするものであります。

人事院勧告の概要であります。1点目の給与改定は、民間給与との較差0.09%を埋める  
ため、採用職員の初任給を大卒1,500円から高校卒2,000円を引き上げ、30歳台半ばま  
での職員が在職する号俸について平均改定率0.1%を引き上げるものです。

2点目は、勤勉手当の改定で、勤勉手当を0.05カ月引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給  
月数を4.45カ月から4.50カ月とする内容であります。

実施時期は勧告どおり、給料の改定は平成31年4月1日に遡及し、勤勉手当の改定について  
は令和元年12月1日から適用するものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。これは一般職の勤勉手当について0.05カ月分引き上げる改定であります。

別表第1並びに別表第2イ及びウを次のように改める。

別表第1（第3条関係）別添。

別表第2（第3条関係）イ、別添。

別表第2（第3条関係）ウ、別添。

これは、初任給を1,500円から2,000円引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について平均で0.1%引き上げる改定であり、別表での説明は省略させていただきます。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

これは、一般職員の勤勉手当0.05月分の改定について、令和2年4月1日から、6月、12月支給分にそれぞれ0.025カ月分を振り分け、支給月数を均等に振り分ける改定であります。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第1条中第15条の3の改正規定は令和元年12月1日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

なお、この改正に伴います令和元年度の影響額につきましては、全会計で628万9,000円の増となり、その内訳は、給料が全会計で101万9,000円、うち一般会計で67万3,000円、勤勉手当等が全会計で527万円、うち一般会計で293万8,000円の増額となる見込みであります。

以上、議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝）　これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀）　まず1番目でございますが、影響額の総額について、改めてお伺いするところと、冒頭30代半ばまでの若年層を対象にということでございます。対象となる人数についてお伺いいたします。

まず1点目が、影響額の総額と対象となる人数について、お伺いです。

2番目でございます。本町において、こうした人事院勧告に基づく条例改正案の提案でございます。つまりは、俸給や手当等、こういったものの増について、こちらに伴いまして、職員諸氏に何かしらの通達そういったものを行なったのか、またはする予定があるのか、これまでの実態と合わせてお伺いをするものでございます。

3つ目でございます。本町において平成26年から昨年まで5年連続の増額となっておりまして、また、この5年間の振り返りとして、これらのこうした提案がどのような効果を生んだのかというところについて、また、本提案によってこういった効果が見込まれるのか、具体的な事例などありましたら合わせてお伺いをするものでございます。

次4番目でございます。こちら人勧でございますが、いわゆる民間と官民との給与の差というものを鑑みて、発せられるものだというふうに理解しているところでございます。これは国家公務員に対してのものでございますので、本町において提案されるものでございますから、町内事業所、特に中小零細企業と本別町役場職員との給与の乖離というものについては、どのように認識していらっしゃるのか、また、それらの実態調査というものを行なった実績はあるのかについてお伺いをいたします。

5点目でございます。地方交付金の減少など、町財政がひっ迫する中で6年連続となる職員の俸給、手当等、こうしたものを増額される本条例の改正案の提案でございますが、こちらの財源の確保というものについて、提案に至るまでに対して何かしらの議論というものはあったのか、つまりはその入ってくるものを増やすとか、出るものを削減するとか、そういったところについての具体的な議論というものがあったのかについて、以上5点お伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 梅村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず影響額の関係でございますけれども、今回の改正に伴います影響額ですが、全体で、全会計628万9,000円。内訳でございますが、給料、これが全会計で101万9,000円、うち、一般会計が67万3,000円となります。

勤勉手当等でございますが、全会計で527万円。うち、一般会計分で293万8,000円というのが影響額となります。

御質問にありました、30代半ば対象者は何人くらいいるのかということでございますけれども、一般会計でございますが、36名となっております。これは給料の分ですね、号俸の改正の影響ですけれども36名ということになります。

2点目の職員への通達等の関係でございますけれども、今回人事院勧告が出まして、本日提案をさせていただきますと、御承認をいただけましたら、その後、課長等会議もありますので、その中でしっかりと今回の人事院勧告にあたっての御質問をいただいた内容ですとか、そういったものは職員のほうには伝えて参りたいというふうに考えております。

通常、行政サービスの更なる向上ですとか、その仕事にあたって職務に取り組んでいく姿勢、そういったものについては今回ばかりではなくて、課長等会議の中でもその都度、町長、副町長のほうから職員のほうには伝えておりますので、そういったことで御理解をいただければと思います。

26年から5年連続で人事院勧告プラス改定されてきております。その効果、こういった効果があったかということでございますけれども、職員の意識という効果と捉え方でよろしいでしょうか。当然、人事院勧告がされたあと、組合との交渉もございまして、また課長等会議の中でもご

ございますけども、先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、そういったところでの職員の意識の向上、そういったものが図られているものというふうに捉えております。

あと、民間との格差でございます。本別町内の町内事業者とのかい離、これをどのように捉えているのか、あるいは実態調査がされているのかという関係でございますけども、これまでは町内の民間事業者との比較、実態調査というのは行なっておりませんので、その辺の状況というのは数値として、具体的に捉えてはおりません。

5点目の財源の問題でございますけども、これにつきましては、通年の財政運営の中でその補正を組んでいくに当たりまして、一般財源を充当して、この給与改定を行なっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 2番目にお伺いした点でございます。こちら、いわゆる行政サービスの向上であるとか、というところで具体的にお話があったところでございます。これまでも、課長等会議もこのあとでお話しがなされるということが御答弁いただいたところでございます。これまでも折々にそういったことがなされていたと、以前の同条例案の改正提案があったときにお伺いさせてもらったところでございますが、これまでもそのようにされていたというところで、過去を振り返ってみて、十分であったかというふうな今の状態、これまでの状態で折々やってきたというところで十分であったかというような認識でいらっしゃるのか。具体的な職員の職務の状態とか、そういったところを鑑みて、どのようにお考えになっているのか改めてお伺いをいたします。

また、3点目にお伺いをした点でございます。こちら職員の意識の向上というところでございます。そこから当然、職員の意識が高まる、イコール行政サービスに反映されるというのは至極当然のことでございます。意識が高まったよというところに際しまして、どのようにこの5年間、過去というところでございますけども、行政サービスが向上されてきたというふうにお考えなのか、具体的な御答弁を求めるものでございます。

また、4点目お伺いした点でございます。いわゆる町内事業所との比較、実態調査等は行なっていないということでございますが、調査を行なっていない中でどのような認識をお持ちなのか。いわゆる役場職員の平均的な給与であるとか、町内事業所の平均的な給与というものについて、そのかい離があるのか否か、どのように何に意識を持たれているのかについてお伺いをいたします。

また5番目にお伺いをした点でございます。財源の確保というものについて、何を財源にしているのかということではなくて、町財政がひっ迫されているよという中で職員の給与を上げますというものでございますから、こちらについて財源の確保をしていこうというところの中で、入ってくるものを増やそうとか、出ていくものを減らそうとかいうところの、具体的な議論等があったのかというところについて、お伺いしているものでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから前段部分、答弁をさせていただきます。

まず、職員に対する周知、それと5年間の効果という部分に合わせてのお話になるかと思いません。

まず、総務課長のほうから答弁したとおり、この人勧につきましては、皆さんの議決をいただければ必ず課長等会議、そして今後開かれます新年度の予算編成会議等でもしっかりと、職員には周知をしていきたいと思っております。

今回、初任給の部分の改定、それから35歳程度の人間の人勧のアップ分の改定でございます。確かに議員のとおり、町がひっ迫し、疲弊しているという部分では、その部分が上がると、そういう部分ではしっかりと行政サービスを取り進めていきたいということは周知、徹底していきたいと思えます。

この5年間において、個人的には色々と頑張っている職員もたくさん見受けられますし、そういう部分ではやはり1年に1回給料の改定による弾みというのですか、気持ちの転換としてはやはり効果があるのかなと思っております。

今、各課においては諸問題がたくさん山積しております。その中で若い職員、中堅、課長職、管理職を中心にその業務を進めているところでございますので、その中では非常に職員も頑張っているというような評価をしているところであります。それについては、毎年人事評価を導入しておりますので、その中でも課長からのヒアリング、課長が職員に対するヒアリングを行っております。その中でもしっかりと報告を受けながら考えておりますので、そのような形で今取り組んでいる状況かと思っております。

本別町における民間とのかい離についてでございますが、具体的に町の職員と民間の方の給料との比較はしてございません。その中でやはり、給料が改定になるということにつきましては、やはり町民サービスについてはしっかりとやっていただきたいという部分は先ほど申したとおりでございますので、そんな形で考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから今回の改正にあたっての、財源の確保に向けた考え方、あるいは確保についてどのように考えているかというところでございますけども、年間を通じた財政運営というものを考えていくに当たりまして、当初予算編成をいたしまして、当初予算がスタートします。

その時点で今後の補正見込、人勧ばかりでなくて色々な事務事業、今後どういった事業が出てくるか、そういったものも鑑みながら、そして普通交付税の決定状況ですとか、あるいはその他収入がどのように動いていくか、そういったものを見ながら年間の財政運営を行なってきております。そういったところで当然収入の確保、一般財源の確保というのは大きな課題でもございますので、その辺も都度、補正の査定あるいは補正予算の編成に当たっても、そういったことも含めて意識をしながら今、行なっておりますので、今回の財源についてというのではなくて、年間の財政運営の中でそういったことは意識しながら取り組んでいるということでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいた中で、職員のいわゆる給与増、こうしたものが

弾みになってというところで、効果があったのではないかというような御趣旨の御答弁をいただいたところでございます。その他にどういったことが効果的に、職員の意識であったりとか、行政サービスの向上に繋がる、給与の増というもの以外にどのようなものが考えられる等の議論は、これまでにあったのか否かお伺いをいたします。

また議論がなかったとしても、どういう認識をお持ちなのかお伺いをするところでございます。

また、町内事業所との役場の所得のかい離と言いますか、そこについては調査をしていないことについては御答弁いただきましたので、わかりました。

ただ、調査をしていないながらもどのようにお考えですか、どのような認識をお持ちですかというところをお伺いしているところでございます。差があるとお考えなのか、また同等程度なのか、またはどちらが多いというふうにお考えなのか等について、御認識をお伺いしているところでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） まず1点目の部分につきましてですが、やはり改定による給料の部分が出てきます。そのほかにこの人事院勧告につきましては、福利厚生等についても勧告がされております。職員にはやはり働きやすい職場づくりを目指しております。その中でこの勧告によりまして、働きやすい職場、そして子育て等々、色々な部分であろうかと思えます。その部分では、大きな効果が表れてきているのかなというふうに思っているところでございます。

それと、町の企業とのかい離の部分につきましては、うちの給料体制はわかるのですが、町内の各業者の方がいらっしゃいまして、色々な職種の部分もありますので、それを一律統一して比較ということはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、私がどこの会社が高いとか低いとかいうことは、私は今のところ把握をしておりませんし、そのような形で今考えておりますので、比較という部分では難しいのかと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行ないます。

本町においても、平成26年度から昨年まで5年連続の増額となっており、本議案が可決されると6年連続の増額となります。

条例改正提案の趣旨、官民共に有能な人材確保が困難な昨今、特に若年層、若年職員に手厚くするための待遇改善をとの趣旨については、十分に理解が出来るところであります。

しかしながら、町財政が厳しいことは例年12月号の広報紙の掲載記事から、町民にも明らかになっているところであり、内容を紐解くと、地方交付税などの収入が大きく落ち込んでいることから、一層の経費削減などを実施して今後の返済計画を立てていますとの記載がございます。

また、質疑に対する御答弁の中から、財政に対しても意識をしているというところの、そういった趣旨の御答弁もございましたが、こちら広報紙の記載の内容、6年前と全く同じ文言で、また記載内容がございます、町民一人当たり換算した町の借入金の残高は、平成26年度末の約160万円から30年度末には約175万円と増額の途を辿っている一方であり、加速化する人口減に対する対策や歳入増に対しての具体的方策が立っていないことの証左となっております。

そうした中での本条例改正案に伴う職員給与等の増額は、行政サービスの向上、職員倫理感、使命感の醸成に効果的に寄与するとは考えることが出来ず、町民の理解が得られるものだと考えるに至りません。

若い職員を守るためと、このように考えるのであれば町財政の現状にも目を向け、効果的な歳入増のための、効果的な事業の導入や、いわゆる身を切る改革、そういったものにも目を向け、財源確保に努めることが重要でございます。

こうした、いわゆる一律増額の要素が強い改正よりも、より成果に応じた報酬制度の導入などが検討されるべきであり、背景として、そうした気配が伺えない本条例改正案の提案には反対をいたします。

もう少し、株式会社本別町というような民間の感覚を取り入れ、養っていくべきだと考えるところでございます。

議員諸兄姉の御賢察を賜りたく、お願い申し上げます、反対の討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 原案に賛成の立場で討論したいと思います。

役場の職員の仕事というのは、町民に対して福祉の向上を図る、町民の暮らしに対して、色々な必要なことをそれぞれの仕事としてやるということが、当たり前、大前提だということだと思います。

今回の給与の改定については、若手職員の部分の待遇改善という中身です。実は私、御承知のように今、杖を使う状態なんですけども、ある窓口で手続きをした時に、その書類をわざわざ私の座っているところまで持ってきてくれるということがありました。非常に涙が出るくらい嬉しいことで、そうしてみないとわからないのですが、今例を挙げたとおり、その町民の立場に立って、それぞれ仕事をしていただくということが大前提だと思っておりますし、廊下を歩いている時に挨拶をしていただけたら、そういうようなこともお金だけで図れない部分が、町職員の仕事としてあるというふうに思っております。

そういうことが、このことの改定によってなお一層充実していく、そういうことを期待したい



し、そのことを町民の皆さんに仕事として返していく、対応として返していく、そのことを期待したいというふうに思います。

そういう意味からも今回の給与改定案には賛成をしたいと思います。

議員諸氏の御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 次に原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案に原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時 5分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第7 議案第70号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第70号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第70号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の勤務条件を規定するため条例の制定が必要となったことから提案をするものであります。

提案内容の概要であります。これまで本町の定数外臨時職員については、賃金として労働の対価を支払ってまいりましたが、地方自治法の改正により、令和2年4月1日から地方公共団体において任用される職員に対する給付は給与と報酬とされました。

これを踏まえ、新たな制度により任用される会計年度任用職員の給与の基本的事項として、給与の種類、金額、手当及び費用弁償の種類等について条例で定めるために新規制定するもので、フルタイム会計年度任用職員については、自治法第204条に規定する給料の支給対象であり、パートタイム会計年度任用職員については、自治法第203条の2に規定する報酬の支給対象であることを規定するものです。

また、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（以下「平成29年改正法」という。）により、フルタイム会計年度任用職員には一定の手当の支給が、パートタイム会計年度任用職員には期末手当が支給できることになったことに伴い、これを支給できるよう規定するものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

趣旨。

第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

給与

第2条、前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日給及び期末手当をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

第2項、給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。

ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

第3項、公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

フルタイム会計年度任用職員の給料。

第3条、フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

第1号、行政職給料表（別表第1）。

ア 行政職給料表（一）。

イ 行政職給料表（二）。

第2号、福祉職給料表（別表第2）。

ア 福祉職給料表Ⅰ。

イ 福祉職給料表Ⅱ。

第3号、医療職給料表（別表第3）。

ア 医療職給料表（二）。

イ 医療職給料表（三）Ⅰ。

ウ 医療職給料表（三）Ⅱ。

第4号、教育職給料表（別表第4）。

ア 教育職給料表Ⅰ。

イ 教育職給料表Ⅱ。

これにつきましては、フルタイム会計年度任用職員として、任用されるものについて職種ごとに給料表を定めたものであります。

なお、給料表の区分については令和元年度まで任用されていた、定数外臨時職員の職種別賃金を基礎として構築しております。

フルタイム会計年度任用職員の号俸。

第4条、フルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

給料の支給。

第5条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号。以下「給与条例」という。）第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

通勤手当。

第6条、給与条例第9条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

超過勤務手当。

第7条、給与条例第11条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

休日給。

第8条、給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

夜間勤務手当。

第9条、給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

宿日直手当。

第10条、給与条例第14条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

超過勤務手当、休日給及び夜間勤務手当については、労働基準法第37条の規定を下回らない額を適切に支給する必要がある、これはフルタイム会計年度任用職員においても、同様の取り扱いとなるところであります。

端数処理。

第11条、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第7条の規定により準用する給与条例第11条、第8条の規定により準用する給与条例第12条及び第9条の規定により準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

期末手当。

第12条、給与条例第15条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

第2項、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。第22条第2項において同じ。）の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

本条は平成29年改正法により、地方自治法第204条第1項が改正され、フルタイム会計年度任用職員に対して、期末手当を支給することが出来ることとなったことから、定数内職員に支給されている期末手当と同様にフルタイム会計年度任用職員にも期末手当を支給することを規定したものであります。

特殊勤務手当。

第13条、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、本別町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第6号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

勤務1時間当たりの給与額の算出。

第14条、第7条の規定により準用する給与条例第11条、第8条の規定により準用する給与条例第12条及び第9条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に特殊勤務手当条例に規定する手当のうち月額で支給される手当を加えた額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第2項、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

給与の減額。

第15条、フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

パートタイム会計年度任用職員の報酬。

第16条、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

第2項、日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3項、時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を155.00で除して得た額とする。

第4項、前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。

パートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員につきましては、勤務時間の違いだけで職務については同様となることから、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬についても、フルタイム会計年度任用職員と同様の職種別給料表によるものとしております。

パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬。

第17条、特殊勤務手当条例第3条から第15条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

パートタイム会計年度任用職員の超過勤務に係る報酬。

第18条、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務に係る報酬を支給する。

第2項、前項に規定する超過勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規

定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間又はあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が週38時間45分に達するまでの間の勤務に対するこの項の規定の適用については、「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」とする。

パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬。

第19条、祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

第2項、前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第3項、第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬。

第20条、正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

第2項、前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理。

第21条、第25条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当。

第22条、給与条例第15条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が別に定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第4項中「それぞれの基準日現在（退

職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額」とする。

第2項、任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第22条は、今回の地方自治法の改正によりパートタイム会計年度任用職員に対して期末手当を支給することができることとなったことから、定数内職員に支給されている期末手当と同様にパートタイム会計年度任用職員にも期末手当を支給することを規定したものであります。

報酬の支給。

第23条、報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

第2項、日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

第3項、月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

第4項、前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額。

第24条、第18条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、月額による報酬 第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に第17条に規定する報酬(月額で支給されるものに限り。)の額を155で除して得た額を加算した額。

第2号、日額による報酬。第16条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額に第17条に規定する報酬(月額で支給されるものに限り。)の額を155で除して得た額を加算した額。

第3号、時間額による報酬。第16条第3項の規定により計算して得た額に第17条に規定する報酬(月額で支給されるものに限り。)の額を155で除して得た額を加算した額。

第2項、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1号、月額による報酬。第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額

を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額。

第2号、日額による報酬。第16条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額。

パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額。

第25条、月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第2項、日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

給与からの控除。

第26条、給与条例第5条第3項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与。

第27条、第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償。

第28条、パートタイム会計年度任用職員が給与条例第9条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

第2項、通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第9条の4第2項から第8項までの規定の例による。

パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償。

第29条、パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

第2項、旅行に係る費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第6号）の例による。

委任。

第30条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

給料及び報酬の特例。

第2項、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本別町職員定数条例（昭和49年条例第56号）第2条に定める職員以外の一般職に属する職員で、地方自治法（昭和2



2年法律第67号)第172条第3項ただし書の規定による臨時の職員(以下「定数外臨時職員」という。)が、同日から引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員となった場合において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当分の間、給料又は報酬支給額のほか、その差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。

第1号、施行日前に月額で賃金を支給されていた定数外臨時職員、この条例の規定により支給される給料又は報酬の月額が施行日前に支給されていた賃金の月額を下回る場合。

第2号、施行日前に日額で賃金を支給されていた定数外臨時職員、この条例の規定により支給される給料又は報酬の日額が施行日前に支給されていた賃金の日額を下回る場合。

第3号、施行日前に時間額で賃金を支給されていた定数外臨時職員、この条例の規定により支給される給料又は報酬の時間額が施行日前に支給されていた賃金の時間額を下回る場合。

第3項、前項の規定による給料又は報酬の支給を受ける会計年度任用職員について、この条例の規定により給料又は報酬の減額並びに超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当及び期末手当の支給額を計算する場合における給料又は報酬の額は、前項の規定による差額相当額を加えた額とする。

本条例施行日前に本町の定数外臨時職員として任用されていたものが、引き続き会計年度任用職員になった場合であって、施行前に受けていた賃金月額(日給・時間給含む)が施行日以降に低くなった者について、当分の間、その差額分についてを支給することにより、低くなった給料分を補填するための規定であります。

次に、別表第1から別表第4までの説明をさせていただきます。

別表第1、第3条関係。行政職給料表(一)でございますけれども、これにつきましては、一般事務、その他の職種の適用のない職員が適用する給料表となっております。

次の行政職給料表2でございますが、給食調理員、医療介護補助員、運転技術員等がこの給料表の適用を受けるものでございます。

次の別表第2、第3条関係。福祉職給料表Iですが、ここは無資格の保育士、介助員、介護支援専門員等を想定して設定をしております。

次の福祉職給料表IIでございますが、ここは有資格の保育士、介助員、介護支援専門員等が該当する給料表としております。

次の別表第3、第3条関係でございますが、医療福祉職給料表(二)でございますが、ここは栄養士、理学療法士、診療放射線技師等が該当する給料表としております。

次の医療職給料表(三)のIですが、これにつきましては準看護師が該当することとなります。

次の医療職給料表(三)のIIでございますが、この給料表については看護師、保健師等と予定しております。

次の別表第4、第3条関係。教育職給料表Iでございますが、ここは教諭補助員としております。

次の教育職給料表II、これにつきましては教員というふうに位置づけております。

以上、議案第70号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての提案

説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 細かく長時間に渡って大変な長文を朗読いただきまして、説明していただきまして、2点ほどになろうかと思いますが質問をいたします。

まず、今定数外職員という考え方で、地方公務員法と自治法が変わったということでのこの条例の制定の内容でございませう。

定数外職員ということで、あえて言わせていただきますが、来年の4月以降、今230数名が定数外職員にいるかと思ひます。これは、過去の一般質問等々での明らかになつた数字でございませう。この230数名が全員、この条例に当てはまる採用の部分になるのか、ならないのか。

それともう1点は、仮に今の者が全員ここに当てはまる部分で、230数名が全員採用になつたとした場合、今の賃金といひますか、お支払いしているお金が大体3億数千万円になると思ひます。全員で、230数名で。

これらの中で、この条例を制定するきっかけとして、もう少しスリムにする考へがないのか、あるのか。その辺はどうしても採用しなくてはならないということでもないと思ひますが、その辺は執行者側としてどのようにお考へになっているのか。

もう1回かいつまんで言ひますと、230数名の今で言う定数外職員の方々はどのような扱ひにするのか。その中で採用するとなつた時に、もう少し金銭的にスリムになる方法を考へているのか、いないのかということの2点。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大住議員の質問にお答へをさせていただきます。

今、議員のほうからもありましたけど、今現在、定数外職員ですが224名。今年の4月1日現在の人数でございませうけども224名おひます。

今回、この法等が改正をされて、今回制定する条例の対象となる職員については224名全員が対象となります。以上です。

○副町長（大和田収） 私のほうから、スリム化にならないかなという御質問でございませうけども、この制度を導入に当たりまして、各課と今ヒアリングをしています。

医療現場、福祉現場、老人ホーム、色々そういう現場についてもヒアリングをしながら、当然最低必要な職員は確保しなくてはひけない部分もあります。

あと、一般事務についてもヒアリングをして、本当にそこに慣例で置いていることはないと思ひますけど、その部分で今度ある程度、臨時の方から、会計年度任用職員とありますが、ある程度、職種も負担というか、職の量も増えてくることになりませうので、その辺全体を見ながら課のほうから上げてきてもらうように、これからの予算編成会議の中でも指示していきませうので、全員がとは思ひはおりませうけど、ある程度圧縮した中で予算を考へていきたいというふうに考へておひます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 国の政策として、色々働き方改革だとか、全部が連動する部分かと思いません。従いまして、お金の話だけをするのは恐縮でございますけれども、役場で動いている金はどう考えても、国から来ていようが何しようが町民の皆さんの税金でございますので、それを考えた時に、今回条例説明をいただきました。手当も今の職員に準ずる、またはそれと同等くらいの部分で考えているということになれば、相当人数的にも考えていかななくてはならないかと思うのですね。

先ほど、私がこちらから投げかけた質問では、3億数千万円ということでもございました。今、お手元があればそれも含めて、概数で結構でございますけれども、報告をいただくということと、再度その辺この条例制定の中と言いながら、お金のかかることですから、将来展望のあと2、3カ月あとには予算ということにもなってきますので、その辺どのようにお考えになっているか。今、4月まで払っていた額と合わせてお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 先ほど申し上げたとおり、やはり議員のとおり、今までとは同じような体制ではこれはならないということは、私ども十分に把握しております。

その辺をしっかりと課の中に下ろしまして、本当に今、自分達が進めている事業、職務に対してこれだけ人数が必要だ、こういう部分で必要だという部分をしっかりと把握しながら、配置をして参りたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 質問にお答えをいたします。

金額的なことでもございます。数字としましては、平成30年度の決算額でお答えをさせていただきます。

金額ですが、準職員、嘱託、臨時、要するに全ての定数外職員を含めた全会計での金額でございますが、30年度決算で4億1,683万9,000円。

ここから準職員を除きますと、大体2億8,600万円程度という状況でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 細かくいただきました。最後になりますけれども、この条例が可決されて制定されたとして、来年の4月から今おられる224名の方々の待遇が著しく変わる方も出てくるかと思えます。

本別町で雇用がどうした、人口が減っているということもございまして、その辺と税金の使い方を、微妙なバランスがあると思えますけれども、その辺大きな政治判断にもなってくるかと思えますので、これを機にどのようにお考えになっているのか。

先ほど副町長のほうからもありましたけれども、その部分も含めて再度。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 先ほども答弁したとおりでございますけれども、やはり今ずっと職務を遂行してきて、今がやはり過渡期というか、私はやはり今の地域社会というのは大きく変わると私は思っています。

それを5年後、10年後を見込んだまちづくりをどうやって職員がイメージをして、まちづくりをしていくかっていうのが一番重要かと思っています。

今いる課とか施設、色々あります。その中に配置している職員が本当にその部分でできるのかという部分も考えながら、そしてそこには適正な人事を配置しながら、今いる職員だけでは対応できない部分については、会計年度任用職員の方をお願いをしながら、まちづくりを進めていくと、そういう部分が一番重要かというふうに思っていますので、そういう形で今後ともまちづくりを進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点だけお聞きいたします。

パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当のところ、できるものとするというような説明があったと思うのですが、これはするということではなくて、してもしなくてもいいということなのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをいたします。

国の制度改正では、支給することができるというふうなことでございますけども、本町といたしましては、6カ月以上の任用期間の者に対してということになりますけども、支給できるという形で制度設計を行っておりますので、該当すれば支給対象となるということです。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの大住議員の質疑に関わるのですが、今までのいわゆる正職員と、非正規職員という表現でよろしいでしょうか、そういう形できて、それぞれ仕事を分担し、町民の皆さんに対して役場としての仕事なり相談などをやってきたと。

今回、簡単に言うと非正規と呼ばれた方々の待遇が一定改善されるということは、それと同時に、町民の皆さんに対する仕事とか対応っていうことの責任が増したということは間違いのないことなのですよ。その点については今後また色々、担当の職場内での議論ということになっていくかとは思いますが、理事者としてその辺の部分について、今の時点でどういうふうに考えているかということと、それから一定の、例えば事務事業なり、町の事業を行っていく時に、正職員の方と新たな任用職員との間の仕事の進め方、役割分担とか責任の分担とかっていうことが、これまでとは違ったことになるのではというふうに思うのですが、その点についても合わせて伺いたいと思います。

それから、附則のところ、第30条です。第2項の（1）から2、3で、この条例の施行前に支給されていた賃金の月額を下回る場合っていう時に、補足で支給することができるという趣旨だというふうに思うのですが、実際にそういう場合って、現実的にあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） まず1点目のほうは私のほうから答弁をさせていただきます。

この制度の導入に当たりましては、今まで臨時職員だとか、正職員とかの部分が採用にあたって不明確なこともありましたので、その採用方法、それから任期等、職務内容について明確にするというようなことが基本になっております。

当然、今までとは違いまして、会計年度職員となりますと責任の度合いが少し重くなってきます。職務としては、印鑑を押せる部分だとか起案できる部分と幅が広がってきます。

そういう部分を踏まえて、今ある課の中で課長いて、その職員がいますので、その課全体として、どういうふうな職場で、職種で働いていただくかと、そういう部分はしっかりと明確にしていきたいと思っています。

それは、これからの課内会議、それから今回条例が通れば、今後もその辺はしっかりと課の中で配置を含めて、しっかりと徹底していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをいたします。

今回の制度設計に当たりましては、基本的には今支給されている賃金額を下回らないようにということの基本としているのですが、色々とヒアリングをしたり、あるいはそれぞれの勤務状況等検証していった中で、例えば今、月額で支給されている方で勤務形態が常勤の職員よりも短い方いらっしゃいます。そういった方を日額に置き換えていったりとかする時に、そういった状況が生じるケースもありましたので、そういった場合は下回らないようにということで、この附則の中で謳っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第 8 議案第 7 1 号

○議長（高橋利勝） 日程第 8 議案第 7 1 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第 7 1 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行により、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本別町職員定数条例等の規定の整備が必要となったことから提案をするものであります。

それでは、制定条文により説明をさせていただきます、なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。

第 1 条、本別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 8 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

今回の改正は、改正後の地方公務員法第 5 8 条の 2 第 1 項において、フルタイム会計年度任用職員については、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることから、必要な改正を行うものであります。

本別町職員定数条例の一部改正。

第 2 条、本別町職員定数条例（昭和 4 9 年条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「臨時」を「臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

地方公務員法の改正に伴い、臨時的任用につきましては、災害発生時に正規の職員を補充するまでの間、とりあえず要員を充足する必要がある場合等の緊急の場合、又は、1 年以内に廃止されることが予想される職に関する場合の臨時の職に関する場合において任用できるとされました。

定数の取り扱いについては、前者については、職員の補充までの間における臨時的任用のため定数に含むこととなりますが、後者については、将来的にその職については必要な要員とはならず、その後の職員の補充が必要とされない臨時的任用となることから、職員定数から外すこととされたものです。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。

第3条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第10条第3号中「第22条第1項に規定する条件付採用」を「第22条に規定する条件付採用」に改める。

第3条第3号中「第2条」を「前条」に改める。

第4条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項」を「第3条第4号」に改める。

第2条及び第10条の改正規定は、地方公務員法の改正に伴うもの。第22条については、第2項以降の規定が削除され、条件付採用の規定が第22条の1項建となったことに伴う改正であります。

第3条及び第4条については必要な文言整理のための改正するものです。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正。

第4条、職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

第4項、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲」とする。

会計年度任用職員にあっては、任期が一会計年度限りとされていることに伴い、3年の規定が適用されないことから、任命権者が定める任期の範囲において休職させることができる規定を定めたものです。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正。

第5条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（」の次に「昭和25年法律第261号。」を加える。

第3条中「給料の」の次に「額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第17条に規定する報酬を除く。））」を加える。

第1条については必要な文言整理のための改正であります。

第3条の改正規定は、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬の支給となることから必要な規定を追加する改正となっております。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第6条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等。

第19条、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

これは、会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員も地方公務員法第24条第5項の規定の適用職員となったことから、条例の委任を受けた規則で会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について定めることを目的として規定するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第7条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号アⅡ中「第2条の3第3号において「1歳6カ月到達日」という。）を「以下「1歳6カ月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」に改める。

第2条の3第2号中「以下この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合。

第2条の4、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日の翌日（当該子の1歳6カ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

第1号、当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6カ月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6カ月到達日において地方等育児休業をしている場合。

第2号、当該子の1歳6カ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合。

第3条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条第1項中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第17条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

これは第2条の3の改正規定については、必要な文言整理のための改正であり、第2条の4の制定規程については、非常勤職員が任期の末日まで育児休業をしていた者であつて、任期満了後に



において引き続き採用されることとなった場合において、既已取得した育児休業を引き続き継続できることを規定したものであります。

第3条の改正規定については、第2条の4の制定に伴う必要な文言整理のための改正であります。

第7条及び第8条の改正規定については、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間及びその職制から、期末手当にあっては、その基準日に在職していなかった場合において支給しないことを定め、職務復帰後における号俸の調整にあっては、基本的に会計年度任用職員については、昇給概念ではなく、任用時における各付けが基本となることから、調整しないことを定めたものであります。

非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正。

第8条、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和46年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条」を「第203条の2第5項」に改める。

第2条第16号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同条中第17号を削り、第18号を第17号とする。

第3条第2項中「第16号及び」を削る。

第4条第3項中「、英語指導員助手及び国際交流員」を削る。

別表1中19の部を削り、20の部中「20」を「19」に改める。

第1条の改正規定は、引用先改正による改正であります。

第2条に前段の改正については、必要な文言整理のための改正。

第2条後段、第3条及び第4条並びに別表1の改正は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで非常勤特別職としていた「英語指導員助手及び国際交流員」については、その職制から会計年度任用職員での任用とされたことから、必要な改正を行ったものであります。

職員の給与に関する条例の一部改正。

第9条、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条の2を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

会計年度任用職員の給与。

第17条の2、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

この改正規定は、会計年度任用職員の給与については、他の常勤職員との権衡や、当該会計年度任用職員の職務の特殊性などを考慮して定めるものであることを、条例に明記すべきものと考えられる。とされていることを踏まえ、常勤職員の給与に関する条例においてその旨を明記したうえで、別に会計年度任用職員の給与に関する条例を新規制定するものであります。

職員の旅費に関する条例の一部改正。

第10条、職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本町職員」の次に「(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。)」を加える。

この改正規定は、職員の旅費に関する規定について、非常勤職員である短時間再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員についても適用されることを規定したものです。

なお、パートタイム会計年度任用職員にあっては、旅費について費用弁償となることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定することとしました。

附則。

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第71号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第72号

○議長(高橋利勝) 日程第9 議案第72号令和元年度本別町一般会計補正予算(第10回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第72号令和元年度本別町一般会計補正予算(第10回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決をいただきました人事院勧告、及び人事異動等による人件費の調整、会計年度任用職員制度導入に伴います採用試験への対応及び人事給与システム改修が主な内容であります。

人事院勧告による改定の内容につきましては、先程の条例改正の際に説明しておりますので、省略させていただきます。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ668万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,672万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目にわたります2節給料、3節職員手当等の人件費につきましては、18ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、一般会計における人事院勧告による給与改定に伴う影響額は全体で361万1,000円となっております。

また、各特別会計及び企業会計への繰出金等につきましては、人事院勧告、及び人事異動等による人件費の調整となっております。

それでは、2段目にあります、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費、一般職206万円の増額補正は、給与改定に伴う調整46万3,000円のほか、掛金、負担金等の算定基礎となります標準報酬月額改定に伴います調整178万9,000円の増額が主なものであります。

2つ下にあります、11節需用費、一般事務用消耗品費10万円の増額補正は、会計年度任用職員制度導入に伴い、採用試験への対応のため性格検査及び事務職適性検査用紙を購入するものであります。

その下、13節委託料、システム修正電算業務委託料55万円の増額補正は、会計年度任用職員への給与支給に対応するため、人事給与システムを改修するものであります。

以上で歳出を終わります、

4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、9款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算(第10回)の提案説明に変えさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号令和元年度本別町一般会計補正予算(第10回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号令和元年度本別町一般会計補正予算(第10回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第73号

○議長(高橋利勝) 日程第10 議案第73号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重) 議案第73号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、人事院勧告及び人事異動等による人件費の調整によるものが主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ216万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,959万円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いします。

各科目にわたります2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金の人件費につきましては、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして歳入について御説明いたします。

3ページ、4ページをお願いします。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金は歳出で示しました人件費の調整分でございます。

以上、議案73号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第74号

○議長（高橋利勝） 日程第11 議案第74号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第74号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告等による人件費の調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,047万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出ですが3款地域支援事業費、1項1目介護予防、日常生活支援総合事業費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費までの総額4万2,000円の減額及び下段の2項包括的支援事業、

任意事業費、1目包括的支援事業費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金までの総額86万7,000円の増額は、人事院勧告に基づく給与改定及び職員の異動、支給対象区分の変更によるものです。

なお、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

1、歳入ですが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金82万5,000円の増額は、歳出で説明いたしました人件費等の収支補填に充てるものです。

以上、令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第75号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第75号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 議案第75号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の調整が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,778万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出であります。1款介護サービス事業費、1項、1目施設介護サービス事業費、2節給料から19節負担金補助及び交付金までの総額108万7,000円の増額、その下、2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、3節職員手当等から4節共済費までの総額10万円の増額は、人事院勧告に基づく給与改定等によるものであります。

なお、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入であります。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金、118万7,000円の増額は、歳出で説明させていただきました人件費等の収支補填に充てるものでございます。

以上で、令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第76号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第76号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第76号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

補正の概要ですが、人事院勧告によります人件費の増額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,653万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、歳出から主なものについて説明を申し上げます。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出ですが1款1項簡易水道費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は給与改定等によるもので、5ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略をさせていただきます。

上段の歳入であります。4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の8万6,000円の増額補正は、収支の調整によるものでございます。

以上、令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第77号



○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第77号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第77号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正の概要ですが、人事院勧告による人件費の増額および人事異動による減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ303万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億975万1,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により、歳出から主なものについて御説明をいたします。

3ページ、4ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款土木費、1項下水道費、1目下水道新設費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金は、給与改定等及び人員減によるもので、5ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略をさせていただきます。

上段の歳入であります、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金303万1,000円の減額は歳出で説明しました収支の調整によるものです。

以上、令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第78号

○議長（高橋利勝） 日程第15 議案第78号令和元年度水道事業会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第78号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）について、提案内容を説明申し上げます。

補正の概要ですが、人事院勧告によります人件費の増額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和元年度本別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は18万2,000円増額補正し、収入の総額を1億5,206万6,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は18万2,000円増額補正し、支出の総額を1億5,206万6,000円とするものでございます。

それでは、予算説明書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開き下さい。

収入ですが、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金18万2,000円の増額は収支の調整による一般会計補助金でございます。

次に、支出ですが、1款水道事業費、1項営業費用18万2,000円の増額は給与改定等によるものでございます。

次に、1ページにお戻りください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第10条に定めた経費の金額、職員給与費を給与改定等に伴い、18万2,000円増額補正し、3,388万1,000円に改めるものでございます。

7ページ以降に資料を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を18万2,000円増額補正し2,548万5,000円に改めるものです。

以上、令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号令和元年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号令和元年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第79号

○議長(高橋利勝) 日程第16 議案第79号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長(藤野和幸) 議案第79号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4回)について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支で、人事院勧告によります給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を69万7,000円増額し、収益の合計を13億8,968万8,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を900万2,000円増額し、費用の合計を12億7,204万3,000円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を900万2,000円増額し、7億8,266万8,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を10万7,000円増額し、631万4,000円に、基礎年金拠出金公的負担経費を59万円増額し、1,713万円にそれぞれ改

めるものであります。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

補正予算説明書であります、上段をご覧ください。

収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金69万7,000円の増額補正につきましては、給料改定及び人事異動等に伴います、一般会計からの繰入金の繰入基準に基づきます変更でございます。

次に、下段をご覧ください。支出であります、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費900万2,000円の増額補正につきましては、給与改定及び人事異動等に伴う調整を図ったものであります。内訳は5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 2時19分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 11月29日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 黒 山 久 男

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 篠 原 義 彦